

防官文（事）第415号
30.12.11
一部改正 防官文（事）第128号
令和2年3月30日
一部改正 防官文第5028号
令和3年3月31日
一部改正 防官文（事）第161号
令和3年6月30日
最終改正 防官文（事）第218号
令和5年6月28日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

緊急事態等が発生した際の速報伝達訓練実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

緊急事態等が発生した際の速報伝達訓練実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第2623号。20.3.7。）の別添（以下「通達別添」という。）第4項第4号に規定する速報伝達訓練の実施について必要な事項を定めるものである。

(訓練の目的)

第2 訓練は、緊急事態等（通達別添第1項に規定する緊急事態等をいう。）が発生した際の速報、続報等の実効性を確保する観点から、迅速かつ確実に速報、続報等を行い得る対処能力を維持・向上させることを目的とする。

(訓練調整チーム)

第3 訓練計画の策定を行うため、訓練調整チームを置く。

2 訓練調整チームの構成は、次のとおりとする。

チーム長 大臣官房文書課長

チーム員 大臣官房広報課長

防衛政策局運用調整参事官

整備計画局施設整備官

整備計画局提供施設計画官

人事教育局人材育成課長

人事教育局衛生官

地方協力局地域社会協力総括課長

統合幕僚監部総務部総務課長

統合幕僚監部首席参事官

統合幕僚監部参事官

陸上幕僚監部監理部総務課長

海上幕僚監部総務部総務課長

航空幕僚監部総務部総務課長

防衛装備庁長官官房総務官

防衛装備庁装備政策部装備政策課長

防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（誘導武器・統合装備担当）

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（艦船担当）

防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機担当）

防衛装備庁技術戦略部技術計画官

- 3 訓練調整チームは、原則として月に1回実施する訓練のスケジュール、訓練シナリオの概要、各訓練を担当する訓練企画・統制部署（訓練を企画し、統制する部署をいう。以下同じ。）等を記載した訓練計画を毎年度作成するものとする。
- 4 チーム長は、訓練調整チームを招集し、訓練調整チームの事務を総括する。
- 5 チーム長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の会議への出席、資料の提供その他検討に必要な協力を求めることができる。
- 6 訓練調整チームの庶務は、大臣官房文書課において処理する。

（訓練企画・統制部署）

- 第4 訓練企画・統制部署は、大臣官房文書課及び整備計画局施設整備官若しくは提供施設計画官、地方協力局地域社会協力総括課、各幕僚監部の総務課又は防衛装備庁長官官房総務官の中から、チーム長が指定する部署とする。
- 2 訓練企画・統制部署は、訓練を企画し、統制するにあたり必要があると認めるときは、関係部署の協力を求めることができる。

（訓練シナリオの細部等）

- 第5 実施日及び訓練シナリオの細部については訓練企画・統制部署が、実施時間については大臣官房文書課が、それぞれ定める。
- 2 大臣官房文書課は、訓練シナリオを踏まえ、関係部署と調整の上、防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、各幕僚監部、部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。）、地方防衛局並びに防衛装備庁の内部部局及び施設等機関の中から、訓練に参加する部署を指定する。

（訓練の実施要領）

- 第6 訓練は、次の要領で行うものとする。
- (1) 訓練企画・統制部署は、訓練に参加する部署に対し、訓練シナリオの概要及び実施日を事前に伝達する。
 - (2) 訓練企画・統制部署は、訓練シナリオに従い、訓練に参加する部署に状況を付与する。訓練に参加する部署は、付与された状況に応じ、通達別添第2項及び第3項に従い、速報、続報等を行う。ただし、地方公共団体等に対する通報の訓練は、地方公共団体等に代えて大臣官房文書課を通報先として実施する。
 - (3) 訓練に参加する部署は、前号に規定する速報、続報等を行うに際し、付紙様式第1及び第2に必要事項を記入する。
 - (4) 訓練に参加する部署は、訓練終了後、当該訓練において使用した付紙様式第1及び第2を大臣官房文書課に提出し、大臣官房文書課は、当該付紙様式を取りまとめ、訓練企画・統制部署及び訓練に参加した部署に共有する。
 - (5) 訓練企画・統制部署及び訓練に参加した部署は、前号に基づき共有された付紙様式を踏まえ、訓練における教訓事項、反省事項等を大臣官房文書課に報告する。
 - (6) 大臣官房文書課は、前号に基づき報告された教訓事項、反省事項等を訓練調整

チームに報告する。

(訓練に際しての留意事項)

第7 訓練企画・統制部署及び訓練に参加する部署は、訓練における速報、続報等を行う際、訓練であることが明確に伝わるようその旨付言又は明記しなければならない。

2 訓練に参加する部署は、訓練の実施前又は実施中に訓練を中止又は中断せざるを得なくなった場合には、訓練企画・統制部署にその旨を連絡し、訓練企画・統制部署は、訓練を中止又は中断するか否かを決定することができる。

(委任規定)

第8 この要領に定めるもののほか、訓練の実施に関して必要な細部事項については、大臣官房文書課長が別に定めるものとする。

速報伝達訓練時のチェックリスト（受信側用）

受信時刻	受信部署及び担当者	速報元部署、機関等	受信内容
例)			
〇〇〇〇	〇〇幕僚監部〇〇部総務課〇〇	〇〇隊	メール及び電話。 「訓練。〇〇県〇〇市において〇〇事案が発生した模様。詳細確認中。」
〇〇〇〇	大臣秘書官〇〇	〇〇幕僚監部〇〇部総務課〇〇	メール及び電話。 「訓練。〇〇県〇〇市において〇〇事案が発生した模様。詳細確認中。」
〇〇〇〇	副大臣秘書官〇〇	〇〇幕僚監部〇〇部総務課〇〇	メール及び電話。 「訓練。〇〇県〇〇市において〇〇事案が発生した模様。詳細確認中。」
〇〇〇〇	防衛政策局運用調整参事官付〇〇	〇〇幕僚監部〇〇部総務課〇〇	メール及び電話。 「訓練。〇〇県〇〇市において〇〇事案が発生した模様。詳細確認中。」
〇〇〇〇	〇〇政務官秘書官〇〇	防衛政策局運用調整参事官付〇〇	メール及び電話で確認。 【訓練】【事案速報第〇報】 〇〇事案について 日時： 発生場所： 部隊等： 事案概要： 送信者：
〇〇〇〇	事務次官付部員〇〇	防衛政策局運用調整参事官付〇〇	メール及び電話で確認。 【訓練】【事案速報第〇報】 〇〇事案について 日時： 発生場所： 部隊等： 事案概要： 送信者：